

監 査 監 8 0 6 号

令 和 4 年 9 月 2 日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 阪 本 克 己 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 江 原 大 輔

同 渋 谷 佳 孝

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

財政局

財政部

財政課、資産経営課、庁舎管理課

契約管理部

契約課、調達課、工事検査課

税務部

税制課、市民税課、固定資産税課、収納対策課

北部市税事務所

個人課税課（市税の窓口を含む。）、法人課税課、資産課税課、納税調査課、納税課

南部市税事務所

個人課税課（市税の窓口を含む。）、資産課税課、納税調査課、納税課

(2) 対象事務

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年2月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精

算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

(4) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和4年4月22日（金）から令和4年8月24日（水）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可（自治労連さいたま市職員組合事務所等）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【庁舎管理課】

イ 行政財産の目的外使用許可（自治労さいたま市職員組合事務所等）に係る施設光熱水費等負担金において、前回の指摘にもかかわらず、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【庁舎管理課】

ウ 個人市民税等に係る滞納繰越分において、歳入調定の起票が遅れ、かつ、調定額が決算書の収入未済額と異なっていたので、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【収納対策課】

エ 事業所税に係る滞納繰越分において、歳入調定の起票が遅れていたため、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、繰越し後は速やかに調定するよう適正な事務処理を行うべきである。

【収納対策課】

オ 税務証明手数料において、手数料を免除すべきところ誤って徴収していたので、さいたま市事務手数料条例第4条第4号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【南部市税事務所個人課税課】

(2) 支出事務

ア 会計年度任用職員（市税収納相談員）の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤りがあったので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【収納対策課】

【南部市税事務所納税調査課】

イ 会計年度任用職員の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 事務補助等

【収納対策課】

(イ) 市税収納相談員

【北部市税事務所納税課】

【南部市税事務所納税調査課】

(3) 契約事務

ア さいたま市電子入札システム用機器等賃貸借契約において、支出負担行為伺

書に係る決裁を局長決裁とすべきところを部長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【契約課】

イ ペイジー用（P4）納付書用封筒印刷業務において、調達課に購入等の手続を依頼していなかったため、さいたま市物品会計規則第8条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【収納対策課】

(4) 財産管理事務

ア 公有財産の売払い（市有地）において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【資産経営課】

イ 公有財産の貸付契約において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 自動販売機等

【資産経営課】

(イ) キッチンカー運営販売

【庁舎管理課】

ウ 公有財産の無償貸付契約（自治会館敷地等）において、契約書の所在が確認できなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【資産経営課】

エ 公有財産の貸付契約（自動販売機）において、公募の公告に係る決裁を認めていなかったため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【庁舎管理課】

(5) 行政事務（行政監査）

公有財産の管理に係る手引等の策定について（意見）

公有財産の管理事務に係る定期監査において、「行政財産目的外使用許可において、使用前に使用料を徴収していない」、「使用料や貸付料の算定誤り」、「光熱水費等の算定誤り」、「専決区分の誤り」などの事務処理誤りが見受けられた。資産経営課では、各課所が公有財産の現状や事務処理の状況を点検できる「公有財産に関するリスク管理」を作成し、公有財産に関するリスク低減に努めているところであるが、定期監査において見受けられる事務処理誤りの防止には十分であるとは言えないことから、更なるリスク低減に向けた取組として手引等の整備を行い、実効性のある内部統制体制の構築に取り組むべきである。

【資産経営課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。